

協議提出図書 “◆”の用紙は上下水道局HPでダウンロード可	チェック欄	開発行為		建築行為等		備考
		下水本管譲渡あり	下水本管譲渡なし	下水本管譲渡あり	下水本管譲渡なし	
都市計画法の規定に基づく公共施設(下水道)に関する協議書 ◆	☐	3部				
公共下水道への接続に関する事前協議議事録（太枠内記入） ◆	☐	1部	1部	1部	1部	最新版（平成31年4月1日改定）
協議書	☐			1部	1部	建築行為等で総合調整条例に該当する場合に必要な （まちづくり局まちづくり調整課から受取り）
協議結果報告書	☐			1部	1部	
変更内容説明書（任意様式） ※変更協議時	☐	3部	3部	3部	3部	当初協議からの変更内容及び変更理由を明記したもの
誓約書 ◆	☐	※3部				※正1部は押印のこと、副2部はコピー可
印鑑証明書	☐	※3部				申請者が「個人」の場合に必要な ※正1部は押印のこと、副2部はコピー可
設計説明書	☐	3部	3部			「都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則」第7号様式
譲渡する排水施設(管きょ) ◆	☐	3部				
案内図（広域） S=1：10000程度	☐	3部	3部	3部	3部	
案内図（詳細） S=1：2500程度	☐	3部	3部	3部	3部	
現況平面図(又は造成計画平面図) S=1：500程度	☐	3部		3部		
公図の写し	☐	3部	3部			
土地利用計画図（※宅地審査課印）	☐	3部	3部			まちづくり局宅地審査課の確認済印があるもの
建築物 配置図	☐	※3部	※3部	3部	3部	※建築行為がある場合に必要
建築物 立面図	☐	※3部	※3部	3部	3部	
排水施設 平面図 S=1：500程度	☐	3部		3部		
排水施設 縦断図 H=1：500程度 V=1：100程度	☐	3部		3部		「開発行為等下水道施設指導基準」(平成26年7月 川崎市)を遵守
排水施設 構造図	☐	3部		3部		
排水設備 平面図	☐	3部	3部	3部	3部	「川崎市排水設備技術基準」(令和7年4月)を遵守
排水設備 構造図	☐	3部	3部	3部	3部	「下水道標準構造図（管きょ編）」（令和5年7月）に記載のない構造とする場合に必要
排水能力確認図書（排水区画割平面図、流量計算書等）	☐	3部	3部	3部	3部	
公共下水道台帳施設平面図（下水道台帳）	☐	3部	3部	3部	3部	事業区域を赤線で図示、「ガイドマップかわさき」のHPより印刷可
雨水流出抑制施設 協議回答書(又は協議申請書)の写し（※河川課印）	☐	3部	3部	3部	3部	雨水流出抑制施設がある場合に必要
雨水浸透阻害行為 許可書(又は申請書)の写し（※河川課印）	☐					協議申請書は、建設緑政局河川課の受付印があるもの ※オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）にて申請した場合は、 受付印のかわりに申込番号がわかるものを添付すること
雨水流出抑制施設 平面図の写し	☐					
雨水流出抑制施設 構造図の写し	☐					
ディスポーザ排水処理システム 認定書(又は適合評価書)の写し	☐	3部	3部	3部	3部	ディスポーザを設置する場合に必要な
その他必要な図書	☐	3部	3部	3部	3部	
再開発や土地区画整理等の場合は、排水区画割平面図や下水道流量計算表（川崎市指定用式）が必要						

（川崎市 上下水道局 下水道部 管路保全課）
郵便番号：210-8577
住 所：川崎市川崎区宮本町1番地（南庁舎 13階）

電 話：044-200-3558
FAX：044-200-3980
E-mail: 80kanho@city.kawasaki.jp

★各基準は上下水道局HPで公開しております。
★協議の際は、事前に担当者へご連絡の上、来庁願います。
開庁時間 8：30～12：00、13：00～17：15